

3 保険者機能強化推進交付金について

1. 交付金創設の背景と趣旨

<保険者は…>

高齢化の進展状況や介護サービスの状況等は様々であるため、地域の課題を的確に把握した上で、実情に応じた地域包括ケアシステムを構築していくことが重要である。

<都道府県は…>

保険者の人員やノウハウに課題や地域差があることや、保険者の枠を超えた調整が必要である場合があることから、保険者への支援が重要である。

市町村や都道府県の様々な取組の達成状況を評価できるよう、客観的な指標を設定した上で、高齢者の自立支援・重度化防止等に関する取組を推進する交付金を創設

2. 交付金の内容（市町村）

地域支援事業・市町村特別給付・保健福祉事業等において、高齢者の自立支援・重度化防止・介護予防等に必要な取組を充実し、当該費用に交付金を充当することが可能。

（よって、一般会計の事業費や介護給付費には充当不可）

3. 交付金の算出方法（市町村）

$$\text{基準額} = \frac{\text{交付金予算額 (H30年度190億円)} \times \text{当該市町村の評価点数} \times \text{当該市町村の第1号被保険者数}}{(\text{市町村の評価点数} \times \text{市町村の第1号被保険者数}) \text{の合計}}$$

4. 介護給付・地域支援事業の財源フレーム

・負担率（原則）

(%)

区分		国	国 (調交)	道	市	2号 保険料	1号 保険料	計
介護給付	居宅	20.00	5.00	12.50	12.50	27.00	23.00	100.00
	施設等	15.00	5.00	17.50	12.50	27.00	23.00	100.00
地域支援事業	総合	20.00	5.00	12.50	12.50	27.00	23.00	100.00
	包括・任意	38.50	-	19.25	19.25	-	23.00	100.00

黄色の部分に
充当が可能

※調整交付金の割合は自治体の高齢者の年齢構成や所得の状況に応じ、毎年度異なる。
函館市では7%程度であるため、1号保険料が2%程度軽減されている。

・平成30年度12月補正後予算ベースでの財源の内訳（原則）

(億円)

区分		国	国 (調交)	道	市	2号 保険料	1号 保険料	計	
介護給付	居宅	33.08	8.27	20.68	20.68	44.66	38.03	165.40	262.60
	施設等	14.58	4.86	17.01	12.15	26.24	22.36	97.20	
地域支援事業	総合	2.86	0.71	1.79	1.79	3.86	3.28	14.29	18.75
	包括・任意	1.72	-	0.86	0.86	-	1.02	4.46	

